

○ 都市公園の設置について

所沢市告示 第142号
令和7年3月26日

次のように都市公園の供用の開始をするので、都市公園法（昭和31年法律第79号）
第2条の2の規定に基づき公告する。

所沢市長 小野塚 勝俊

| 公告の内容 | 名 称 | 位 置 | 区 域 | 期 日 |
|-------|-------------------------------|----------------------|-------------|-----------|
| 供用開始 | みかじま公園 <small>コリエン</small> | 所沢市三ヶ島五丁目1514番1 外 | 別添図面のとおり(略) | 令和7年3月27日 |

所沢市告示 第 143 号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和 7 年 3 月 2 5 日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 10 台
- 4 返 還 日 同条例第 2 1 条第 2 項に規定する告示の日より 4 4 日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)

5 返 還 場 所

| 返還 (保管) 場所 | 撤去した場所 |
|---|--|
| 喜多町自転車駐車場内保管場所 (喜多町 2 番 1 2 号) 電話 0 4 - 2 9 2 4 - 9 4 1 9) | 所沢駅・新所沢駅・航空公園駅・東所沢駅・秋津駅周辺の自転車放置禁止区域内 |
| 北野自転車保管場所 (北野新町一丁目 9 番地の 1 3) 電話 0 4 - 2 9 4 9 - 8 6 5 2 | 西所沢駅・下山口駅・小手指駅・狭山ヶ丘駅周辺の自転車放置禁止区域内、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場 |

6 問い合わせ先

- (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
- (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話 0 4 - 2 9 9 8 - 9 1 4 0

所沢市告示第144号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市下新井1447-1
名 称 協同組合 所沢清和会
代表者名 理事長 齊藤 吉信

2 取り扱う公金の種類

し尿収集運搬手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月17日
委 託 日 令和7年3月21日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第145号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

所沢市長 小野塚 勝

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市大字上安松278番地
名 称 所沢共栄商事 有限会社
代表者名 代表取締役 永井 俊行

2 取り扱う公金の種類

し尿収集運搬手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月17日

委 託 日 令和7年3月21日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示 第 146 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 3 月 26 日

所沢市長 小野塚 勝徳

- 1 許可番号 令和 6 年 5 月 20 日
第 29R050540 号
- 2 検査済証番号 令和 7 年 3 月 25 日
第 36R06049 号
- 3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
所沢市林一丁目190番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名



所沢市告示 第 147 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 3 月 26 日

所沢市長 小野塚 勝俣

- 1 許可番号 令和 6 年 7 月 17 日
第 29R060160 号
- 2 検査済証番号 令和 7 年 3 月 25 日
第 36R06050 号
- 3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
所沢市東狭山ヶ丘四丁目2654番5、2655番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
所沢市若狭三丁目2362番地6
合同会社ハラン事務所
代表社員 加藤俊彦

所沢市告示第 148 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

所沢市長 小野塚 勝 儀

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
名 称 株式会社NTTデータ
代表者名 代表取締役社長 佐々木 裕

2 取り扱う公金の種類

介護保険料

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月18日
委 託 日 令和7年3月18日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第149号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市小手指町1丁目18番地の4
パークサイド小手指B-401
名 称 株式会社協栄 埼玉支店
代表者名 取締役支店長 本橋 知

2 取り扱う公金の種類

駐車場徴収金

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月5日
委 託 日 令和7年4月1日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

所沢市告示第150号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したので、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月26日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 名称
特定生産緑地（所沢市）の解除
- 2 解除する土地の区域
別表のとおり